

後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 保険料率の見直し等について ■

■ 保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。

● 均等割

(被保険者が等しく負担)

令和2・3年度
(年間) 52,048円



令和4年度・5年度
(年間) **51,892円** (156円減)

● 所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

令和2・3年度
(年間) 10.98%



令和4年度・5年度
(年間) **10.98%** (±0.00%)

● 賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

令和2・3年度
(年間) 64万円



令和4年度・5年度
(年間) **66万円** (2万円増)

■ 保険料の軽減について

世帯の所得 (同じ世帯の被保険者全員と世帯主の所得の合計) に応じて、均等割額が次のとおり軽減されます。

均等割額が軽減される世帯	均等割の軽減割合 令和4年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+ (28万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+ (52万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

■ 保険料の計算方法 (令和4年度)

◇ 令和4年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割

【1人当たりの額】

51,892円

+

所得割

【被保険者本人の所得に応じた額】
(令和3年中の所得 - 43万円) × 10.98%

=

1年間の保険料

【限度額66万円】
(100円未満切捨)

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 (札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階)

電話 011-290-5601

住民生活課 生活グループ

電話 5-1112

告知端末機 5-8812